

## 平成 2 2 年 9 月 定例町議会提案理由

本日ここに、第 3 回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

今期定例会の開会にあたり、私の今後の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと存じます。

最重要課題となっています小学校統合については、依然として厳しい財政状況ではありますが、平成 2 4 年 4 月の開校に向けて、今の智頭小学校を耐震補強並びに大規模改修し、安心安全、そして快適な学舎を整備することとしています。

更に、喫緊の課題であります智頭中学校の改築について取り組みをスタートさせ、本町の教育環境の充実を図ることとしました。

一方、統合後の智頭小学校以外の校舎につきましては、地域の皆様の英知を結集していただき、地域づくりの拠点となるような有効活用策の検討に一丸となって取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

こうした地域の取り組みが、智頭町に住む皆さんが地域に誇りと自信を持ちながら安心して生き生きと暮らせる地域づくりに繋がるものと確信いたします。

それでは、今定例会に提案しました諸議案の審議をいただくにあたり、その概要を説明いたします。

議案第 5 7 号と議案第 5 8 号は、条例案件であります。

議案第 5 7 号 智頭町褒章条例の一部改正につきましては、例年 1 1 月 3 日に挙行しております町表彰式において、町政の発展や町

民福祉の向上に功労または善行があった個人及び団体に対して表彰を行っておりますが、表彰審査委員会からのご意見に添い、今回、記念品について条例の一部を改正するものです。

議案第58号 智頭町個人情報保護条例の一部改正につきましては、統計法の全部改正と統計報告調整法の廃止に伴う改正です。

次に、議案第59号から議案第64号までは補正予算についてであります。

議案第59号 平成22年度智頭町一般会計補正予算について主なものを説明いたします。

総務費では、国や県の補助金・助成金の最新情報に詳しい研究機関とアドバイザー業務の委託契約を締結する費用を計上しています。研究機関が中央省庁を中心に智頭町東京事務所的に動くことによって、情報の早期入手とそれに対するバックアップ効果を期待するものです。また、結婚推進事業として東部4町でカップリングパーティーを開催する経費を計上しています。

民生費では、障害者に対し新体系へ移行後の事業運営費を、老人福祉費では来年度から稼働する告知端末に接続して使用する緊急通報装置の無停電電源装置に要する経費を、また、県からの委託事業である認知症地域支援体制構築等推進事業の事業内容が確定したため、それに伴う調整をするとともに、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計への繰出金を措置しています。

衛生費では、日本脳炎の予防接種について、これまで積極的な勧奨が差し控えられていましたが、このほど、生後6月から90月に至るまでの者に積極的な勧奨を行うこととなったため、所要の経費

を措置しております。

農林水産業費では、農業従事者の高齢化、担い手不足に伴い、農地の保全が困難となりつつある状況で、効率的な農業経営をするために、農地の利用権設定を促進する補助金を計上しています。

また、農地の有効利用と効率的な農業施策を実施するため、農業関係団体が保有する農業情報を電算一元化する補助金を計上しています。

従来から、私は、林業、農業に軸足を置いたまちづくりを提唱しておりますが、これまで以上に林業の担い手育成を進めるとともに、農業従事者の拡大や販路開拓に一層力を入れる必要があり、これを具現化するためには株式会社サングリーン智頭の運営を強化する必要があることから、この支援を行う費用を計上しています。

林業振興のため、木の宿場プロジェクト推進にあたり、山村再生アドバイザーの豊富なノウハウを活用する経費、及び林地残材の回収、地域通貨の流通について社会実験を行う補助金を計上しています。

教育費では、冒頭申し上げました小学校の耐震補強・大規模改修に伴う工事請負費、及び智頭中学校管理棟、技術棟の耐震診断に係る所要の経費を計上しています。

智頭宿整備活用事業として、町並みギャラリー、智頭往来ウォークを実施することとし、所要の経費を計上しています。

災害復旧費では、去る7月11日から12日の梅雨前線豪雨による、農地農業用施設併せて5カ所の災害に対する復旧費を計上しています。

その他、年度後半の時間外手当の所要額を特別会計を含め計上しております。

以上、今回の一般会計補正予算額は、6億2,709万1千円であり、補正後の予算総額は54億8,929万6千円となります。

次に、議案第60号から議案第64号までは特別会計に関する補正予算であります。説明は省略させていただきます。

議案第65号から議案第77号は、平成21年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものであります。

この13議案につきましては、8月23日から27日及び9月2日の6日間、監査委員により監査を受けたものを、その意見を添えて本議会の認定を求めるものであります。

議案第65号 平成21年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額55億547万9,585円、歳出総額52億2,718万6,528円、歳入歳出差引残額が2億7,829万3,057円であり、残額を平成22年度に繰り越しております。詳細につきましては、決算書並びに付属書類のとおりです。

議案第66号 平成21年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額9億5,805万464円、歳出総額9億2,497万7,071円、歳入歳出差引残高3,307万3,393円となっております。

議案第67号 平成21年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額815万4,224円、歳出総額812万3,580円、歳入歳出差引残高3万644円となっております。

議案第68号 平成21年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別

会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 808 万 9,371 円、歳出総額 808 万 9,371 円、歳入歳出差引残高 0 円となっています。

議案第 69 号 平成 21 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 7 万 5,481 円、歳出総額 7 万 5,481 円、歳入歳出差引残高 0 円となっています。

議案第 70 号 平成 21 年度智頭町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 63 万 7,198 円、歳出総額 63 万 7,198 円、歳入歳出差引残高 0 円となっています。

議案第 71 号 平成 21 年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 2 億 9,793 万 4,493 円、歳出総額 2 億 8,975 万 2,303 円、歳入歳出差引残高 818 万 2,190 円となっています。

議案第 72 号 平成 21 年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 4 億 3,348 万 9,479 円、歳出総額 4 億 1,678 万 7,566 円、歳入歳出差引残高 1,670 万 1,913 円となっています。

議案第 73 号 平成 21 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 9 億 3,241 万 2,279 円、歳出総額 9 億 2,019 万 6,988 円、歳入歳出差引残高 1,221 万 5,291 円となっています。

議案第 74 号 平成 21 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額 2 億 2,244 万 6,824 円、歳出総額 2 億 2,244 万 6,824 円、歳入歳出差引

残高0円となっています。

議案第75号 平成21年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額8,957万3,310円、歳出総額8,936万5,510円、歳入歳出差引残高20万7,800円となっています。

議案第76号 平成21年度智頭町水道事業会計歳入歳出決算の認定については、消費税抜きで営業収益が6,355万8,178円、営業外収益が97万6,924円、営業費用が5,628万8,755円、営業外費用が456万4,633円、特別損失が521万5,510円で当年度純損失は153万3,796円ですが、前年度繰越利益剰余金が1,308万4,112円で、当年度未処分利益剰余金は1,155万3,166円となっています。

議案第77号 平成21年度智頭町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成21年度は、一般病床79床、療養型病床20床、介護老人保健施設45床の4看護単位、15診療科で運営しました。

決算の状況は、消費税抜きで収益的収入及び支出は、事業収益18億5,298万2,211円、事業費用18億3,953万6,609円となっております。

当年度純利益は、1,344万5,602円となりました。

資本的収入及び支出は、収入1億984万2,698円、支出2億6,047万835円となっております。

議案第78号 智頭町教育委員会委員の任命については、現任の吉田一枝（よしだ かずえ）氏が平成22年9月30日で任期満了となり、新たに寺坂敏子（てらさか としこ）氏を選任するため本議会の同意を求めるものです。

議案第79号 智頭町過疎地域自立促進計画については、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、本議会の議決を求めるものです。

議案第80号 工事請負契約の締結については、役場庁舎空調設備工事に係る工事請負契約の締結について地方自治法の規定に基づき本議会の議決を求めるものです。

議案第81号、第82号 財産の取得については、携帯電話不感地区である板井原地区と八河谷地区に着工を予定しております移動通信用鉄塔設備事業に係る無線設備の取得について、議決をお願いするものであります。

以上、本議会に提案いたしました諸議案の概要を説明申し上げます。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させていただきますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが説明を終わります。